

請求書 記入例

はじめに お読みください

- 黒色のボールペン(消せるボールペンは不可)でご記入ください。
- 記入内容を訂正される場合は、二本線で抹消し、押印してください。(修正テープ・修正液は不可)
- 契約者記入欄については受取人でもご記入いただけます。おわかりになる項目は、ご記入ください。

記入のガイド

- 留意事項には▲マークを付けています。
- AやBなどのマークが付いている箇所は、特に注意のうえ、ご記入ください。
- アミ掛けされている箇所は該当する場合のみ記入が必要となる項目です。

下記の順に沿って
記入してください。

契約者記入欄

- A** 婚姻等により登録氏名が現在と異なる場合は「加入者名(カタカナ)」欄に現在の氏名を記入し、「旧姓名(カタカナ)」欄に登録氏名をご記入ください。
- B** 最終の保険料払込月をご記入ください。
なお、ボーナス払は、平準払以前の年月をご記入ください。

受取人

- C** アパート・マンション・寮の場合は、名称・号棟・室番号までご記入ください。(フリガナもご記入ください)

送金先銀行口座

- D** 金融機関コード・本店コードがおわかりになる場合はご記入ください。
- E** 右詰でご記入ください。
- ゆうちょ銀行口座を指定の場合は振込用口座をご記入ください。

受取方法をご選択ください。

受取方法(意向把握欄)

- F** いずれかをご選択ください。死亡脱退をご選択の方は、加入者の死亡日を西暦でご記入ください。
- G** いずれかをご選択ください。年金をご選択の方は、H-I-Jをご記入ください。
- H** 期間をおいてご希望の日から年金の受取を開始する場合は、「繰延する」に○のうえ年金開始年月をご記入ください。
- I** 期間をご記入ください。
- J** 通増型をご選択の方は、通増率をご記入ください。

退職時一時増

退職時一時増をされる場合は金額および払込予定日をご記入ください。

配偶者特例

配偶者特例付年金を選択する場合は、○のうえ、ご記入ください。

拠出型企業年金保険給付金請求書(脱退一時金・年金用) (個人番号申告にかかる委任状)
明治安田生命保険相互会社 調中

契約者記入欄	
団体番号	3 2 - 1 2 3 4 5 - 6 7 8 - 9
補助コード	0 1 2 3
加入者番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5
生年月日(西暦)	1 9 5 5 年 0 3 月 0 3 日
加入者A(カタカナ)	ワカハ リョウ
旧姓名(カタカナ)	
保険料払込最終月(西暦)	B 平準払 2 0 1 8 年 0 4 月 ボーナス払 2 0 1 7 年 1 2 月

受取人(委任者)	
氏名	フリガナ ワカハ リョウ 漢字 若葉 涼
住所	フリガナ ドウキョウト 千代田 マルノウチ 〒 1 0 0 0 0 0 5 東京 千代田 丸の内 2 - 1 - 1 マルハ ツハイツ 2 0 2 電話番号 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8
性別	☐ 男 ☐ 女
生年月日(西暦)	年 月 日

送金先口座	
金融機関名	明安 ☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 協同組合
本店コード	D 1 2 3 4 本店コード D 7 8 9 金融機関
口座番号(カタカナ)	ワカハ リョウ

※被保険者と受取人のご住所が異なる場合のみご記入ください。

- ▲ 受取人本人名義の口座を指定ください。
- ▲ 姓と名の間1マスあけてください。

受取方法が全額年金で受取の場合の記入見本▲

受取方法	
ご請求事由をご選択ください	☒ 中絶脱退 ☐ 退職脱退 ☐ 払込済 ☐ 死亡脱退
死亡日(西暦)	年 月 日
年金受取	☐ 繰延しない ☒ 繰延する 2 0 1 9 年 0 5 月
年金種類	☒ 確定年金 1 0 年 ☐ 保証期間付終身年金
年金の型	☐ 定額型 ☒ 満額型 0 5 % ☐ 支払額二段階型

- ▲ お取扱いは、団体窓口にご確認ください。
- ※保証期間付終身年金を選択された方は、「必ずお読みください(2)」の『「保証期間付終身年金」について』を必ずご確認ください。

退職時一時増	金額 1 0 0 0 0 0 0 0 円	支払日 2 0 1 9 年 0 4 月 0 1 日
--------	----------------------	---------------------------

- ▲ 退職時一時増保険料から保険事務費が控除されます。
- 退職時一時増のお取扱いについては団体窓口にご確認ください。

配偶者特例付年金	☒ 配偶者氏名(カタカナ) ワカハ カオル	性別 ☐ 男 ☒ 女	生年月日 1 9 5 8 年 0 3 月 0 3 日
----------	---	---	----------------------------

積立年金保険給付金のご請求にあたって

【1】ご契約を継続したまま積立金を請求する場合

提出型企業年金保険給付金請求書(一部・全部払出専用)

明治安田生命保険相互会社 直中

契約者記入欄

団体番号	3	2	-	1	2	3	4	5	-	6	7	8	-	9
補助コード	0	1	2	3										
加入者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5				
生年月日	1	9	5	5	-	0	3	-	0	3	-			

東京都新宿区西新宿1-1-1

株式会社 明安銀行

提出印

上段に「一部・全部払出専用」と記載された請求書をご使用ください。
※ご契約内容によっては添付されない場合がございます。

【2】ご契約を脱退して一時金または年金受取を請求する場合

提出型企業年金保険給付金請求書(脱退一時金・年金用)

明治安田生命保険相互会社 直中

契約者記入欄

団体番号	3	2	-	1	2	3	4	5	-	6	7	8	-	9
補助コード	0	1	2	3										
加入者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5				
生年月日	1	9	5	5	-	0	3	-	0	3	-			

東京都新宿区西新宿1-1-1

株式会社 明安銀行

提出印

上段に「脱退一時金・年金用」と記載された請求書をご使用ください。

ご請求の手続きに必要な書類のご案内

◎ ご請求時には必ずご提出ください

■ 提出型企業年金保険給付金請求書

◎ 以下の場合は記載の書類をご提出ください

【1】100万円を超える一時金を受け取る場合。加入者が年額20万円を超える年金を受け取る場合。
ご遺族が年金を受け取る場合(金額にかかわらず)

■ 個人番号(マイナンバー) 申告書

■ 個人番号確認書類 …次のいずれかひとつのコピー

☐ 個人番号カード(裏面)・ ☐ 通知カード・ ☐ 個人番号の記載がある住民票の写し

(注)個人番号は、特定個人情報にあたるため、個人番号確認書類(コピー)の番号部分に個人番号保護シールを貼り付けてください

「個人番号(マイナンバー)」については、「必ずお読みください(1)」の「個人番号(マイナンバー)のお取り扱い」をご参照ください

【2】加入者が死亡した場合

① 必ずご提出ください

■ 加入者の戸籍謄本(全部事項証明書)

- ・発行後6ヵ月以内のものがが必要です
- ・加入者の死亡日が記載されているものをご提出ください。加入者と受取人の記載があれば1通で兼用できます

■ 受取人の戸籍謄本(全部事項証明書)

- ・発行後6ヵ月以内のものがが必要です
- ・受取人の現在の戸籍謄本(全部事項証明書)をご提出ください
- ・加入者と受取人の続柄が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)をご提出ください
- ・受取人であることを確認するため、別途住民票の写し、転籍前や改製前の戸籍謄本などが必要になる場合があります
- ・個人番号(マイナンバー)の申告が不要の場合は、個人番号(マイナンバー) 該当箇所を黒塗りしてください

② 受取金額が500万円を超える場合にご提出ください

■ 受取人の本人確認書類のコピー …下段の【本人確認書類一覧表】をご参照ください

③ 受取人が未成年の場合にご提出ください

■ 親権者または後見人の本人確認書類のコピー …下段の【本人確認書類一覧表】をご参照ください

【3】夫婦連生年金(配偶者特則付年金)を選択する場合

■ 配偶者の記載のある住民票の写しまたは加入者の戸籍謄本(全部事項証明書)

- ・発行後6ヵ月以内のものがが必要です
- ・加入者の配偶者であることが確認できる住民票の写しまたは戸籍謄本(全部事項証明書)をご提出ください
- ・個人番号(マイナンバー)の申告が不要の場合は、個人番号(マイナンバー) 該当箇所を黒塗りしてください

【4】成年後見人が手続きをする場合

■ 成年後見人の本人確認書類のコピー …下段の【本人確認書類一覧表】をご参照ください

■ 成年後見登記(登記事項証明書)または家庭裁判所の審判書のコピー

- ・成年後見登記(登記事項証明書)をご提出の場合は、発行後6ヵ月以内のものがが必要です

■ 成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の本人確認書類のコピー …下段の【本人確認書類一覧表】をご参照ください

【本人確認書類一覧表】…本人確認書類が必要な場合次のいずれか1点のコピーをご提出ください

- | | |
|---|--|
| ☐ 運転免許証(裏面もご提出ください) | ☐ 運転経歴証明書(平成24年4月以降に発行されたものに限る) |
| ☐ パスポート | ☐ 健康保険被保険者証 |
| ☐ 個人番号カード(おもて面のみで提出ください) | ☐ カード式健康保険被保険者証 |
| ☐ 特別永住者証明書 | ☐ 年金手帳(年金番号は黒塗りしてください) |
| ☐ 在留カード | ☐ 国民健康保険高齢受給者証 |
| ☐ 身体障害者手帳 | ☐ 住民基本台帳カード(写真付き) |
| ☐ 福祉手帳 | ☐ 母子健康手帳 |

(注)有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります
氏名、住所、生年月日、発行日、有効期限が確認できる部分のコピーをご提出ください
住所等変更事項がある場合には、それがわかる部分のコピーも必要です
住所と本籍地の両方が記載されている場合、および国籍が記載されている場合は、本籍地、国籍は黒塗りしてください
保険者番号および被保険者等記号・番号、二次元コードは黒塗りしてください

必ずお読みください（1）

◆ご請求時の留意事項

- ・請求書類に記入もれや、提出もれがありますと、お手続きに時間がかかりますのでご注意ください。
- ・請求内容によっては、記載された書類以外の書類をご提出いただく場合もございますので、ご了承ください。
- ・払出しのお支払いにつきましては、お支払いに必要な書類が当社に到着後、5営業日以内にお支払いいたします。
- ・一時金のお支払いにつきましては、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、お支払いの手続きをいたします。
- ・お支払日につきましては、ご契約者（団体）と当社との協議に基づき、お支払いする場合もございます。
- ・年金のお支払いにつきましては、通常、当請求書をはじめ、お支払いに必要な書類が当社に到着し、保険料払込最終月までの保険料が当社で確認できた後、契約協定書で定められた年金受給権取得日の直後に到来する支払期日よりお支払いいたします。なお、当社での年金のお支払い手続日の関係上、年金受給権取得日の直後に到来する支払期日ではなく、次回支払期日が初回のお支払いとなる場合もございます。
- ・一時金および年金のお支払日につきましては、ご契約者（団体）と当社との協議に基づき、お支払いする場合もございます。

◆個人情報のお取扱い

1. 個人番号を除く個人情報のお取扱い

- ・一時金・年金等の請求に伴って、契約者は当請求書ならびに添付書類に記載された個人情報＜氏名、性別、生年月日等＞（以下、「個人情報」といいます。）を、本保険の事務手続きのために使用し、契約者は保険契約を締結している生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提出いたします。また、生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引受け、継続、維持管理、一時金・年金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、契約者およびほかの生命保険会社に上記目的の範囲内で提供いたします。

＜年金をご選択の場合にご確認ください＞

- ・今後、個人情報の変更等を生命保険会社が受領した際も、生命保険会社において上記に準じ、個人情報を取扱いいたします。また、今後引受保険会社に変更になった場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供いたします。

＜夫婦連生年金（配偶者特則付年金）をご選択の場合にご確認ください＞

- ・配偶者については上記に準じ、個人情報を取扱いいたします。

2. 特定個人情報のお取扱い

- ・個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。

※事務幹事会社（明治安田生命保険相互会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)等をご参照ください。

◆個人番号（マイナンバー）のお取扱い

＜個人番号（マイナンバー）申告について＞

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。この制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会の実現をめざし、国民一人ひとりを特定する個人番号（以下、マイナンバー）を発行するものです。これに伴いまして、保険会社は税務署等に提出する支払調書にお客さまのマイナンバーを記載することとなります。つきましては、支払調書作成対象の場合には、マイナンバーの申告をお願いします。（支払調書作成対象は、前ページ【1】をご確認ください。）

なお、受取人（委任者）は、契約者（契約者から委託を受けた者がいる場合は、その受託者）を代理人として定め、明治安田生命保険相互会社との保険取引に関する支払調書作成事務に利用するために当該代理人を通じて、受取人（委任者）の個人番号（マイナンバー）を明治安田生命保険相互会社に申告いただくこととなります。上記申告に関する代理は、給付金請求書にて委任いただきますので、「契約者（代理人）」欄をご確認のうえ、給付金請求書をご記入ください。

＜個人番号（マイナンバー）の利用目的＞

- ・生命保険会社は、提供いただいた個人番号（マイナンバー）を保険取引に関する支払調書作成事務に利用します。

*ご契約者は、拠出型企業年金保険給付金請求書の契約者（代理人）欄に、所在地をご記入のうえ、お受取人にこの請求書類をお渡しください。

必ずお読みください (2)

◆税法上のお取扱い

【脱退一時金、全部・一部払出】脱退一時金、全部・一部払出は一時所得として課税されます。

50万円の特別控除が適用されます。

(所得税法第34条、同法施行令第183条)

$$\text{脱退一時金の課税対象額} = (\text{脱退一時金} - \text{払込保険料合計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

(他に一時所得のない場合)

$$\text{全部・一部払出の課税対象額} = (\text{払出額} - \text{払出額に対する払込保険料} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

(他に一時所得のない場合)

【遺族一時金】遺族一時金は相続税として課税されます。受取人が法定相続人の場合

『法定相続人数 × 500万円』まで非課税となります。(相続税法第3条、同法第12条)

【年金】お受取りになる年金は雑所得として課税されます。(所得税法第35条、同法施行令第183条)

また、課税対象額が25万円以上となる場合、10.21%の源泉徴収を行ないます。

(所得税法第207条、第208条、第209条、同法施行令第326条、

復興財源確保法第9条、第28条)

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払(見込額)総額}(\%)}$$

(※) 年金支払(見込額)総額とは、保証期間にお受取りいただく年金の総額です。

(※) 保証期間付終身年金の場合は保証期間もしくは年金開始時の平均余命(所得税法施行令第82条の3)のどちらか長い期間にお受取りいただく年金の総額です。

【遺族年金】年金をお受取りになる権利(年金受給権)に対して相続税が課税されます。さらにお受取りになる年金は所得税課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額が雑所得となり、他の所得と合算します。

(相続税法第3条、第24条、同法基本通達第3条、所得税法第35条、同法施行令第183条)

今後、税法の変更に伴い、税務の取扱いが変わる場合があります。

また、確定申告が必要な場合があります。税務に関する個別の取扱いにつきまして、法令上、当社ではお答えできませんので税務署や税理士にご相談・ご確認ください。

◆「保証期間付終身年金」について

「保証期間付終身年金」を選択する場合は以下にご注意ください。

- ・保証期間付終身年金は、保証期間経過後に死亡した場合、ご契約は消滅しますので年金のお支払いはありません。したがって、年金受取人が死亡された時期によっては、年金のお受取総額が既払込保険料を大きく下回る場合があります。
- ・保証期間経過後、年金受取人に所定の生存確認書類(市区町村長の証明がある現況届等)をご提出いただき、年金をお支払いします。※市区町村長の証明等に必要の費用は年金受取人のご負担となります。
- ・生存確認の手続き方法については年金開始時に送付する「年金のしおり」をご確認ください。
- ・保証期間経過後の年金を一括(解約・脱退)して受け取ることはできません。
- ・残余保証期間の年金のみを一括して受け取ることができます。
この場合、金額は保証期間満了までの残余期間の年金に対する積立金相当額となり、年金での受取金額と一括の受取金額の合計額は、年金設定時の年金原資よりも少ない金額となります。